令和4年度ネットリサーチ「障害を理由とした差別の解消」に関する調査結果報告書

■結果のポイント

- 障害を理由とした差別は解消されてきているかどうかについて、「とても解消されている」(2.1%)、「少し解消されている」(24.7%)を合わせた 【解消されている】は 26.8%となっている。一方で、「あまり解消されていない」(22.5%)、「全く解消されていない」(5.2%)を合わせた【解消されていない】は 27.7%となっている。
- 障害を理由とした差別が生じやすいと思う分野については、「雇用・就業分野」が 59.4%で最も高く、「教育分野(学校・大学等)」が 27.3%、 と続く。
- ヘルプマークの認知度について、「ヘルプマークの意味、目的まで知っている」(24.7%)、「名称、マークのデザインのみは知っている」(26.7%) を合わせた【知っている】は51.4%となっている。

■調査結果の概要

- 1 障害者の権利や差別解消について定めた、「障害者権利条例」「障害者差別解消法」の認知度
- ◆ 『障害者権利条例』について、「障害者への差別解消を目的とすることも知っている」が7.5%、「名称のみ知っている」が13.1%となっている。
- ◆ 『障害者差別解消法』について、「障害者への差別解消を目的とすることも知っている」が7.7%、「名称のみ知っている」が12.7%となっている。

Q1.あなたは、障害者の権利や差別解消について定めた、次のア〜イの法律(条例)について知っていますか。ア〜イのそれぞれの項目についてあてはまるものを選んでください。 SA

	障害者への差別解消を目的 とすることも知っている			名称のみ知っている	知らなかった
ア 障害者権利条例	7.5	13.1		79.4	
イ 障害者差別解消法	7.7	12.7		79.6	

	%	障害者への差別解消を目的 とすることも知っている	名称のみ知っている	知らなかった
ア 障害者権利条例	100.0	7.5	13.1	79.4
イ 障害者差別解消法	100.0	7.7	12.7	79.6

(**※**)

ア「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例(障害者権利条例):平成27年4月施行 について、詳しくはこちら。

(茨城県 HP): https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/shofuku/g/syougaisyajyourei.html

イ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法):平成28年4月施行」について、詳しくはこちら。

(内閣府 HP): https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

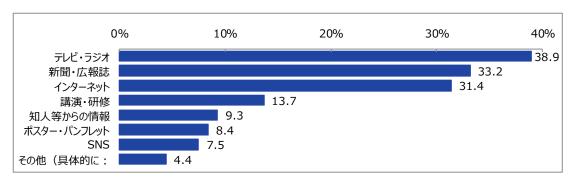
- 2 「障害者権利条例」または「障害者差別解消法」の認知経路
- ◆ 「テレビ・ラジオ」が38.9%で最も高く、「新聞・広報誌」が33.2%と続く。

(01でいずれかについて「障害者への差別解消を目的とすることも知っている」「名称のみ知っている」と回答された方へ)

Q2.あなたは、障害者権利条例または障害者差別解消法を何で知りましたか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

MA

	%	n
全体	100.0	226
テレビ・ラジオ	38.9	88
新聞·広報誌	33.2	75
インターネット	31.4	71
講演•研修	13.7	31
知人等からの情報	9.3	21
ポスター・パンフレット	8.4	19
SNS	7.5	17
その他(具体的に:	4.4	10

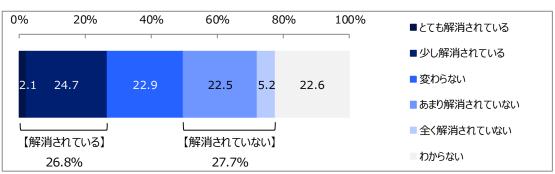


- 3 障害を理由とした差別は解消されてきているかどうか
- ◆ 「とても解消されている」(2.1%)、「少し解消されている」(24.7%)を合わせた【解消されている】は26.8%となっている。
- ◆ 「あまり解消されていない」(22.5%)、「全く解消されていない」(5.2%)を合わせた【解消されていない】は27.7%となっている。

Q3.あなたは、障害を理由とした差別は解消してきていると思いますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

SA

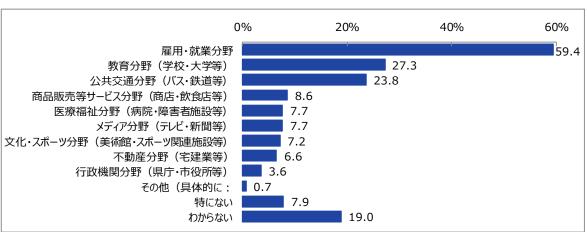
	%	n
全体	100.0	1000
とても解消されている	2.1	21
少し解消されている	24.7	247
変わらない	22.9	229
あまり解消されていない	22.5	225
全く解消されていない	5.2	52
わからない	22.6	226



- 4 障害を理由とした差別が生じやすいと思う分野
- ◆ 「雇用・就業分野」が59.4%で最も高く、「教育分野(学校・大学等)」が27.3%、「公共交通分野(バス・鉄道等)」が23.8%と続く。

Q4.障害を理由とした差別が生じる場面は様々ですが、あなたは、どの分野で特に差別が生じやすいと思いますか。次の中からあてはまるものを最大 3 つまで選んでください。 MA

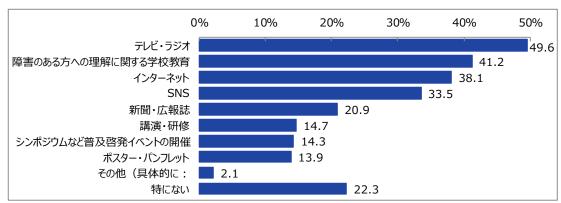
	%	n
全体	100.0	1000
雇用·就業分野	59.4	594
教育分野(学校·大学等)	27.3	273
公共交通分野(バス・鉄道等)	23.8	238
商品販売等サービス分野(商店・飲食店等)	8.6	86
医療福祉分野(病院・障害者施設等)	7.7	77
メディア分野(テレビ・新聞等)	7.7	77
文化・スポーツ分野(美術館・スポーツ関連施設等)	7.2	72
不動産分野(宅建業等)	6.6	66
行政機関分野(県庁·市役所等)	3.6	36
その他(具体的に:	0.7	7
特にない	7.9	79
わからない	19.0	190



- 5 障害を理由とした差別を解消するための、効果的な周知啓発方法
- ◆ 「テレビ・ラジオ」が49.6%で最も高く、「障害のある方への理解に関する学校教育」が41.2%、「インターネット」が38.1%と続く。

Q5.あなたは、障害を理由とした差別を解消するため、どのような周知啓発方法が効果的だと思いますか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。 MA

	%	n
全体	100.0	1000
テレビ・ラジオ	49.6	496
障害のある方への理解に関する学校教育	41.2	412
インターネット	38.1	381
SNS	33.5	335
新聞•広報誌	20.9	209
講演•研修	14.7	147
シンポジウムなど普及啓発イベントの開催	14.3	143
ポスター・パンフレット	13.9	139
その他(具体的に:	2.1	21
特にない	22.3	223



6 ヘルプマークの認知度

名称、マークのデザインのみは知っている

見たり聞いたりしたことはない

- ◆ 「ヘルプマークの意味、目的まで知っている」(24.7%)、「名称、マークのデザインのみは知っている」(26.7%)を合わせた【知っている】は51.4%となっている。
- ◆ 一方で、「見たり聞いたりしたことはない」が48.6%となっている。

Q6.あなたは、ヘルプマークを知っていますか。以下の説明文をお読みになり、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。 SA

26.7

48.6

267

486

- · ·		
	%	n
全体	100.0	1000
ヘルプマーカの音味 日的まで知っている	24.7	247

09	% 20%	40%	60%	80%	100%	
-	ı	ı	ı	ı		■ヘルプマークの意味、目的まで知っている
	24.7	26.7		48.6		■名称、マークのデザインのみは知っている
[【知って	ている】	_			■見たり聞いたりしたことはない



(※) ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要と している方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

ストラップとして、衣服やバッグに身に着けることができ、一見して配慮が必要なことを伝えることが出来るため、公共交通 機関等における優先席の確保等、日常生活で幅広く役立つことが期待できます。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

詳しくは、茨城県 HP をご覧ください:https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/helpmark.html

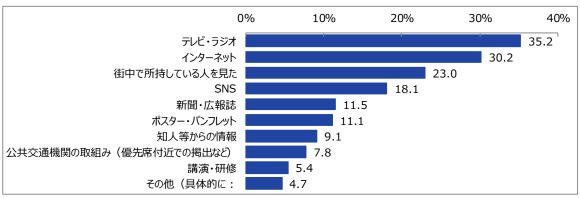
51.4%

7 ヘルプマークの認知経路

◆ 「テレビ・ラジオ」が35.2%で最も高く、「インターネット」が30.2%と続く。

(Q6で「1.ヘルプマークの意味、目的まで知っている」「2.名称、マークのデザインのみは知っている」と回答された方へ) Q7.あなたは、ヘルプマークを何で知りましたか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。 MA

	%	n
全体	100.0	514
テレビ・ラジオ	35.2	181
インターネット	30.2	155
街中で所持している人を見た	23.0	118
SNS	18.1	93
新聞·広報誌	11.5	59
ポスター・パンフレット	11.1	57
知人等からの情報	9.1	47
公共交通機関の取組み (優先席付近での掲出など)	7.8	40
講演•研修	5.4	28
その他(具体的に:	4.7	24



■調査の目的

県では、障害者権利条例及び障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした差別の解消に向けて様々な周知啓発活動を実施している。これまでの周知啓発 活動の効果がどのように県民の認知度等に反映されているのか、また、今後取り組むべき効果的な周知啓発活動を検討するために調査を実施する。

さらに、障害者差別の解消に関する取組みの一環として、内部障害や難病の方、妊娠初期の方等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲から配慮や援助を得やすくなるよう身に着けるヘルプマークについても、県民の認知度を把握するとともに、さらなる周知啓発に取り組むうえで効果的な手段等を考察するため、併せて調査を実施する。

■実施概要

· 実 施 期 間: 令和 4 年 9 月 9 日~9 月 16 日

・サンプル数:茨城県常住人口調査(令和4年4月1日現在)に基づく性別・年代・居住地(5地域)の割合で割り付けた 18 歳以上の県民 1,000 サンプル

回答者数 (人)

							百百妖(八)
		県北	県央	鹿行	県南	県西	計
全体		115	247	95	352	191	1,000
性別	男性	60	126	50	180	99	515
別	女性	55	121	45	172	92	485
	18~29 歳	18	41	16	66	32	173
生	30 歳代	17	44	17	62	32	172
年代別	40 歳代	23	57	21	81	43	225
別	50 歳代	27	55	20	75	41	218
	60 歳代	30	50	21	68	43	212

県 北:日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、久慈郡

県 央:水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、東茨城郡、那珂郡

鹿 行:鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

県 南:土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡

県 西:古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡、猿島郡

(注)

- 1. 「ネットリサーチ」の回答者は、民間調査会社のインターネットリサーチモニターであり、無作為抽出された調査対象者ではない。
- 2. 割合を百分率で表示する場合は、小数点第2位を四捨五入した。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。
- 3. 図表中の表記の語句は、短縮・簡略化している場合がある。